

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一改正に伴う経過措置)

第八条 省略

3 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書を提出して同条第三項第一号に規定する特定

口座を開設した同条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、第三号施行日から六年を経過した日(以下この項及び第五項において「経過日」という。)以後最初に当該特定口座における新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は当該特定口座への同条第七項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日(同日において同条第四項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(以下この項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する年の一月三十日(当該通知された日から同日の属する年の一月三十日までの間に当該特定口座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日)までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(第五項において「個人番号カード」という。)その他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等(第三十一条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。第三十二条において「新公的個

(租税特別措置法の一改正に伴う経過措置)

第八条 同上

3 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書を提出して同条第三項第一号に規定する特定

口座を開設した同条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、第三号施行日から三年を経過した日(以下この項及び第五項において「三年経過日」という。)以後最初に当該特定口座における新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は当該特定口座への同条第七項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日(同日において同条第四項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(以下この項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する年の一月三十日(当該通知された日から同日の属する年の一月三十日までの間に当該特定口座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日)までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(第五項において「個人番号カード」という。)その他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等(第三十一条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。第三十二条において「新公的個

人認証法」という。) 第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて財務省令で定めるものをいう。第五項並びに第二十五条第二項及び第五項において同じ。)を送信して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

4 省略

5 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出して同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、経過日以後最初に当該非課税口座における新租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座への新租税特別措置法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日(同日において新租税特別措置法第三十七条の十四第七項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日)までに、当該非課税口座を開設している新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該非課税口座が廃止された場合は、この限りでない。

6

第三項又は前項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長(以下の項において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。)が第三項に規定する特定口座を開設している者又は前項に規定する非課税口座を開設している者で第三項又は前項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)の告知をしていない者(以下この項において「番号未告知者」という。)の個人番号を国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三の四第二項の規定による同項に規定

的個人認証法」という。) 第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて財務省令で定めるものをいう。第五項並びに第二十五条第二項及び第五項において同じ。)を送信して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

4 同上

5 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出して同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、三年経過日以後最初に当該非課税口座における新租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座への新租税特別措置法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日(同日において新租税特別措置法第三十七条の十四第七項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日)までに、当該非課税口座を開設している新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該非課税口座が廃止された場合は、この限りでない。

する番号等の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該金融商品取引業者等の営業所の長に第三項又は前項の規定による個人番号の告知があつたものとみなし、当該番号未告知者はこれらの規定による確認を受けたものとみなす。

(国税通則法の一部改正)

第十一条 国税通則法の一部を次のように改正する。

2 第百二十四条の見出しを「(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)」に改め、同条第一項中「届出書」の下に「、調書」を加え、「()及び住所又は居所」を「」、住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 省略

2 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第三号に規定する金融機関の同条第六号に規定する営業所等に同号に規定する本人口座を開設し、又は設定している者は、第三号施行日から六年を経過した日(以下この項及び第五項において「経過日」という。)以後最初に新国外送金等調書法第三条第一項に規定する国外送金等をする日(同日において新国外送金等調書法第二条第六号に規定する個人番号(以下の項及び第五項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあっては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(以下この項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する月の翌月末日)までに、政令で定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長に、その番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で

(国税通則法の一部改正)

第十一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

2 第百二十四条の見出しを「(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)」に改め、同条第一項中「届出書」の下に「、調書」を加え、「()及び住所又は居所」を「」、住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 同上

2 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第三号に規定する金融機関の同条第六号に規定する営業所等に同号に規定する本人口座を開設し、又は設定している者は、第三号施行日から三年を経過した日(以下この項及び第五項において「三年経過日」という。)以後最初に新国外送金等調書法第三条第一項に規定する国外送金等をする日(同日において新国外送金等調書法第二条第六号に規定する個人番号(以下の項及び第五項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあっては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(以下この項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する月の翌月末日)までに、政令で定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長に、その番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で

定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならぬ。ただし、経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人口座が廃止された場合は、この限りでない。

3・4 省略

5 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第十三号に規定する金融商品取引業者等の営業所等に同号に規定する本人証券口座を開設している者は、経過日以後最初に新国外送金等調書法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等の依頼をする日（同日において個人番号を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあっては、番号通知日の属する月の翌月末日）までに、政令で定めるところにより、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に、その者の第二項に規定する財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人証券口座が廃止された場合は、この限りでない。

6・7 省略

8 第二項に規定する金融機関の営業所等の長又は第五項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長（以下この項において「金融機関等の営業所等の長」という。）が第二項に規定する本人口座を開設し、若しくは設定している者又は第五項に規定する本人証券口座を開設している者で第二項又は第五項に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）の告知をしていない者（以下この項において「番号未告知者」という。）の個人番号を国税通則法第七十四条の十三の四第二項の規定による同項に規定する番号等の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該金融機関等の営業所等の長に第二項又は第五項の規定による個人番号の告知があつたものとみなし、当該番号未告知者はこれらの規定による確認を受けたものとみなす。

6・7 同上

5 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第十三号に規定する金融商品取引業者等の営業所等に同号に規定する本人証券口座を開設している者は、三年経過日以後最初に新国外送金等調書法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等の依頼をする日（同日において個人番号を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあっては、番号通知日の属する月の翌月末日）までに、政令で定めるところにより、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に、その者の第二項に規定する財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人証券口座が廃止された場合は、この限りでない。

令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人口座が廃止された場合は、この限りでない。

3・4 同上